

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報

【公表】

整理番号	32
契約番号	5農振財契第326号
件名	ウド軟化施設の購入
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎 上圃場内
概要	高断熱農業用ハウス 一式 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和5年11月30日(木)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和5年7月28日(金) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和5年7月6日(木)午前10時から令和5年7月13日(木)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとしします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 園芸技術科 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-1394

# 仕 様 書

1. 件 名      ウド軟化施設の購入
  
2. 納入場所      東京都立川市富士見町3-8-1  
                    公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎  
                    上圃場内（別紙1）
  
3. 納入期限      令和5年11月30日
  
4. 品名・数量              ウド軟化施設              1式
  
5. 規格・性能・仕様      高断熱農業用ハウス 1式  
                                    (参考品：ジャパンドームハウス製、農業アーチ4号)  
                                    ※上記参考品は、参考として例示するものであり、指定するものではない。  
                                    本仕様書に記載された規格・性能と同等の規格・性能を有する製品を選定す  
                                    ること。  
  - ①寸法                      外寸間口約7700mm×奥行約8000mm×高さ約3550mm（庫内高約3350mm）とす  
                                    る（別紙2、参考図面）。
  - ②形状                      アーチ形状（蒲鉾型）とする。
  - ③アーチ材質              ビーズ法ポリスチレンフォーム（EPS）成形品（以下「発泡躯体」という。）  
                                    で、発泡倍率20倍、密度45kg/m<sup>3</sup>程度とする。発泡躯体が自立可能で接合  
                                    部は本実加工とする。
  - ④発泡躯体厚さ              200mmとする。
  - ⑤発泡躯体断熱性能      発泡躯体部分の熱貫流率は0.22w/m<sup>2</sup>・k以下であること。
  - ⑥吊下げ強度              躯体天井部の吊下げ強度については、長さ90mm以上のビスで引き抜き耐力  
                                    を20kg/本程度を確保すること。また、それを超える重量物を支持するため  
                                    の下地補強が可能であること。
  - ⑦外表面仕上げ              発泡躯体表面にUVカット塗装を全面塗布し、さらに外表面を遮光遮熱資材  
                                    （白白コートファイブ0.15mm厚相当）で被覆すること。
  - ⑧設置方法                      設置場所について、土間簡易整地を行い、掘削後、発泡躯体を500mmの深さ  
                                    に埋設し転圧すること。棟方向は南北とする。
  - ⑨入口                      北側妻面に幅1200mm、高さ1800mmの開き戸（片開き）を設置する。材質は  
                                    ハウス本体の断熱性を損ねないものとする。段差は最小限にする。
  - ⑩下地金具の設置              北側妻面入口の周囲に、パイプハウス用金具の取付けができるよう下地金具  
                                    を枠状に設置する。枠のサイズは幅2700mm、高さ2500mmとする。なお、枠  
                                    の配置についてはドアの開口方向に配慮する。
  - ⑪発生材の扱い              納品に伴う梱包材等は適切に処分すること。

## 6. 支払方法

納品完了後、適正な請求書を受領した日から 30 日以内に支払う。

## 7. その他

- (1) 納入場所までの輸送費、設置、発生材処理、調整費用は契約額に含めること。
- (2) 搬入・設置日を担当職員に連絡した上で納品すること。
- (3) 環境により良い自動車利用について  
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
  - ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。  
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
- (5) 東京都グリーン購入推進方針（別紙 3）に配慮すること。
- (6) 本仕様の解釈について疑義が生じた場合は財団と協議して決定する。

## 8. 連絡先

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

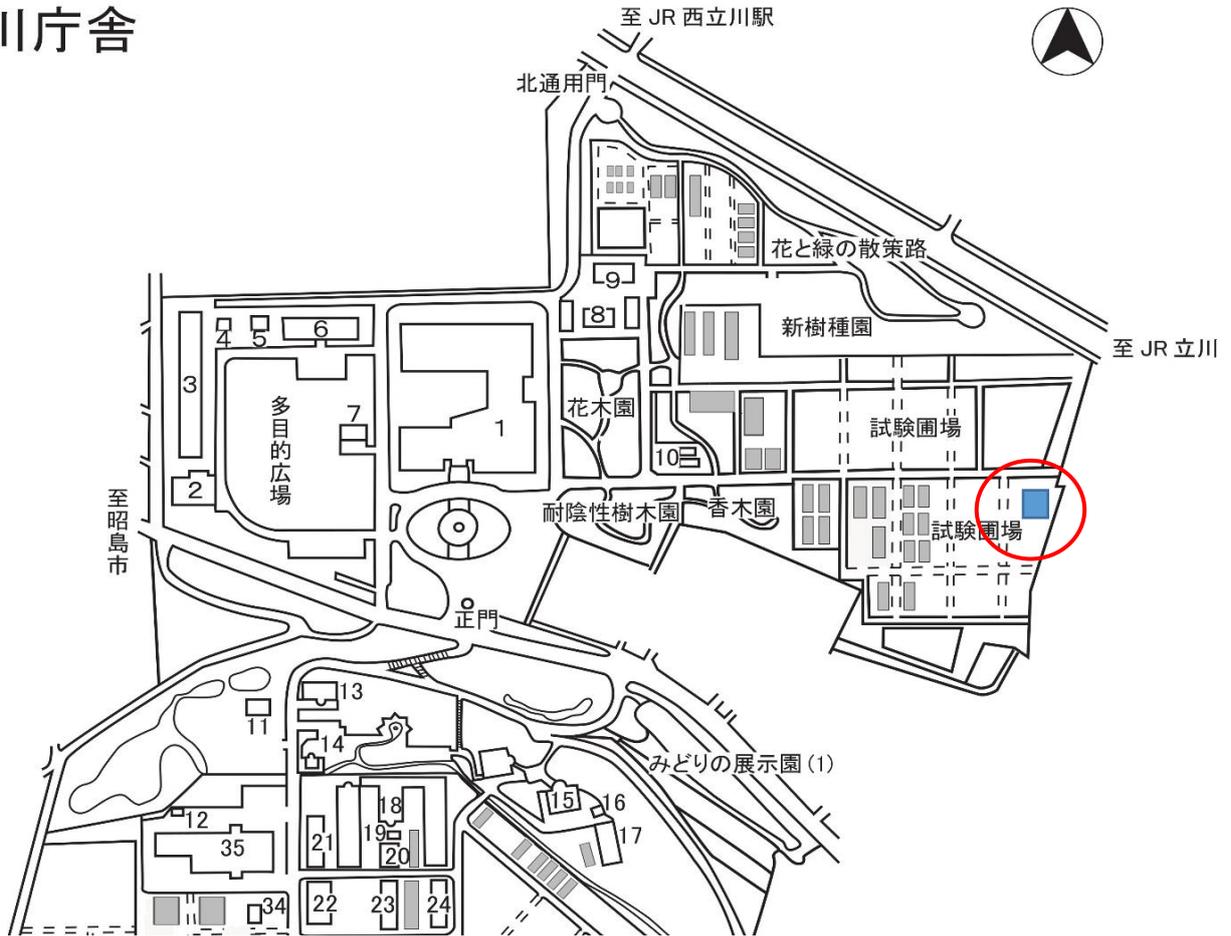
公益財団法人 東京都農林水産振興財団

農林総合研究センター 園芸技術科

TEL: 042-528-1394

件名：ウド軟化施設の購入

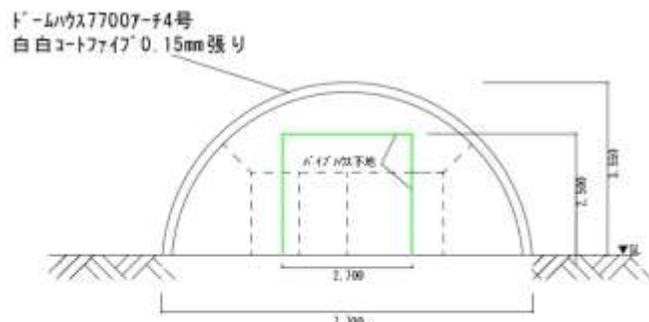
# 立川庁舎



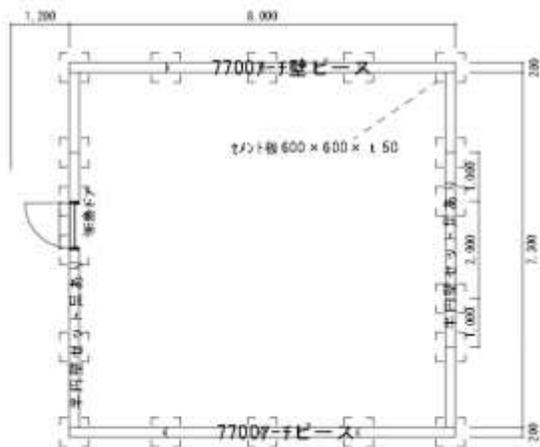
別紙2 参考図面



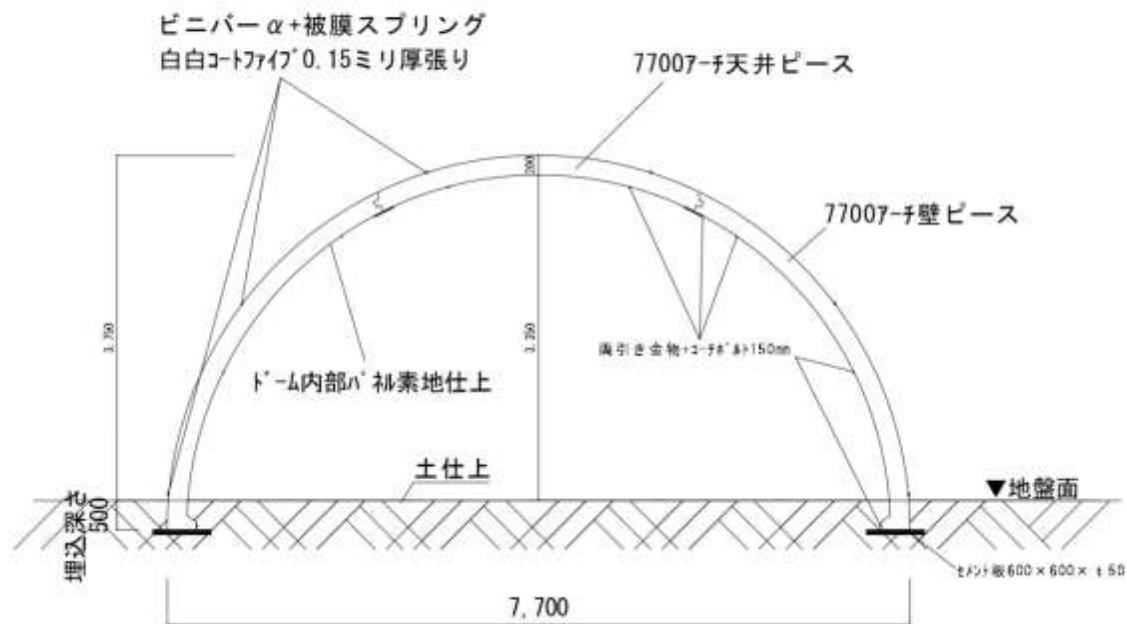
側面 立面図 1/100



正面 立面図 1/100



平面図 1/100



断面図 1/50

## 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、脱炭素化や HTT の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

### <原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

### <製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

### <使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

### <廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

### <その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの